



# サステナブル調達ガイドライン

<第5版>

改訂 2024年4月1日



## 1. はじめに

株式会社石垣（以下、「当社」という。）は、社是「限りなき前進」と「信頼に技術で応える」を企業理念として、創業以来、固液分離技術を中心に、水インフラと産業の分野で、環境に貢献するソリューションを社会に提供してまいりました。

また、当社は、地球環境保全を目的として、2005年に「グリーン調達ガイドライン」を策定し、お取引先様のご協力により、製品のライフサイクル全体で環境負荷低減に取り組んでまいりました。

近年、地球温暖化が原因とされる異常気象や大規模自然災害が頻発しており、このまま気温上昇が進めば、事態はさらに深刻になると警告されています。また、同時に、気候変動による生物多様性の劣化も懸念されており、長期的な視点での、脱炭素社会と循環型社会の実現および自然資本・生物多様性を旨とした事業活動が求められています。

また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、「持続可能な開発目標（SDGs）」、経済協力開発機構（OECD）の「多国籍企業行動指針」や国際労働機関（ILO）の「多国籍企業宣言」などの国際文書が発行されるなど、社会課題の解決に向けた企業に対する取り組み要請が、ますます強いものになってきております。

そのため、従来のグリーン調達ガイドラインに加え、人権の保護、不当な労働の排除および腐敗の防止などの社会的責任の視点を新たに加え、「イシガキ サステナブル調達ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）と名称を変更し、内容を改訂いたしました。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインの主旨をご理解いただき、貴社の仕入先様への展開も含めて、サプライチェーン全体でサステナブル調達活動を推進いただけますようご協力をお願いします。

当社のこれまでの取り組みに対するお取引先様のご協力に感謝致しますとともに、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

株式会社石垣 資材部長

## 2. 方針

### (1) 品質・環境方針

わたしたちは、水インフラと産業の分野で、水環境保全、廃棄物量の削減、環境負荷低減、強靱なインフラ構築及びお客様の生産性向上のためのソリューションを提供し、持続可能な社会の実現を目指します。

1. 継続的な新製品・サービス開発と品質向上により、機能性と安全性を追求し、お客様の信頼に技術で応えます。
2. 事業活動と地域貢献で脱炭素社会の実現、環境負荷低減、生物多様性および生態系の保護・回復に貢献します。
3. 企業倫理に基づき、法規制及び社会規範を遵守します。

### (2) 調達方針

わたしたちは、次の調達方針で活動を行っています。

1. 公正・公平・オープン  
お取引を希望される企業様に対しては、国内外を問わずに広く門戸を開いております。お取引先様の選定にあたっては、品質、価格、納期、経営状況等をもとに、常に公正な評価を行います。
2. 相互信頼・パートナーシップ  
お取引先様との健全なお取引を通じて相互理解を深め、お互いの信頼関係を築き、良きパートナーとして共存共栄の関係構築に努めます。
3. グリーン調達・社会的責任  
従来のグリーン調達に人権の保護、不当な労働の排除および腐敗の防止などの社会的責任の視点を新たに加え、「イシガキ サステナブル調達ガイドライン」を制定し、お取引先様のご理解、ご協力を得て取り組んでおります。

### 3. お取引先様へのお願い事項

#### (1) 法令遵守・国際規範の尊重

企業は、自国および事業を行う国／地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重する必要があります。

#### (2) 人権・労働

企業は、関連法規制を遵守することのみならず、ILO※1 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。

※1) ILO（国際労働機関）

##### ① 強制的な労働の禁止

企業は、強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いることはできません。

また、企業はすべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守る必要があります。

##### ② 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

企業は、最低就労年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、企業は、18歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

##### ③ 労働時間への配慮

企業は、従業員の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する必要があります。

#### ④ 適切な賃金と手当

企業は、労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守する必要があります。

また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活水準）の支払いに配慮することが望まれます。

#### ⑤ 非人道的な扱いの禁止

企業は、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。

また、企業が労働者に提供する寮には、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保する必要があります。

#### ⑥ 差別の禁止

企業は、差別およびハラスメントを行ってはなりません。

また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に関して、適切な範囲で配慮する必要があります。

#### ⑦ 結社の自由、団体交渉権

企業は、現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する必要があります。

### (3) 安全衛生

企業は、関連法規制を守るのみならず、ILO の安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行う必要があります。

## ① 労働安全

企業は、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する必要があります。

特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮が必要です。

## ② 緊急時の備え

企業は、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う必要があります。

## ③ 労働災害・労働疾病

企業は、労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる必要があります。

## ④ 産業衛生

企業は、職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う必要があります。

## ⑤ 身体的負荷のかかる作業への配慮

企業は、身体的に負担のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する必要があります。

## ⑥ 機械装置の安全対策

企業は、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する必要があります。

## ⑦ 施設の安全衛生

企業は、労働者の生活のために提供される施設（寮、食堂、トイレなど）の安全衛

生を適切に確保する必要があります。

また、寮では、緊急時の適切な非常口を確保する必要があります。

## ⑧ 安全衛生のコミュニケーション

企業は、労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する必要があります。

また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みが必要です。

## ⑨ 労働者の健康管理

企業は、全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う必要があります。

# (4) 環境

企業は、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮する必要があります。

## ① 環境許可と報告

企業は、事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

## ② エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

企業は、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む必要があります。

## ③ 大気への排出

企業は、関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する必要があります。

#### ④ 水の管理

企業は、法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水する必要があります。

あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施することが必要です。

また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う必要があります。

#### ⑤ 資源の有効活用と廃棄物管理

企業は、法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える必要があります。

#### ⑥ 化学物質管理

企業は、法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する必要があります。

#### ⑦ 製品含有化学物質の管理

企業は、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守する必要があります。



## (5) 公正取引・倫理

企業は、法令遵守のみならず、高い水準の倫理観に基づき事業活動を行う必要があります。

### ① 腐敗防止

企業は、あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行ってはなりません。

### ② 不適切な利益供与および受領の禁止

企業は、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはなりません。

### ③ 適切な情報開示

企業は、適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示する必要があります。記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。

### ④ 知的財産の尊重

企業は、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う必要があります。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護する必要があります。

### ⑤ 公正なビジネスの遂行

企業は、公正な事業、競争、広告を行う必要があります。

### ⑥ 通報者の保護

企業は、通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する必要があります。

## ⑦ 責任ある鉱物調達

企業は、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施する必要があります。

## (6) 品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

### ① 製品の安全性の確保

企業は、製品が各国の法令で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

### ② 品質管理

企業は、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要があります。

### ③ 正確な製品・サービス情報の提供

企業は、製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

## (7) 情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

### ① サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。

### ② 個人情報の保護

企業は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。

### ③ 機密情報の漏洩防止

企業は、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する必要があります。

## (8) 事業継続計画

企業は、大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

### ① 事業継続計画の策定と準備

企業は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが重要です。

# 水を操る技術がある。

## 改訂履歴

グリーン調達ガイドライン	制定	2005年10月20日
	第2版	2012年5月17日
	第3版	2015年6月4日
	第4版	2017年3月1日
サステナブル調達ガイドライン	第5版	2024年4月1日

参考資料) 本ガイドラインの策定にあたり、以下の資料を参考としております。

- ・ 世界人権宣言
- ・ ILO 国労働基準
- ・ ILO 安全衛生行動規範
- ・ OECD 多国籍企業ガイドライン
- ・ 国連グローバルコンパクト
- ・ JEITA 責任ある企業行動ガイドライン 1.1 版